

車庫証明申請書類の申請に係る押印不要について

令和3年1月4日施行

1 押印について

令和3年1月4日の変更により、車庫証明申請に係る全ての押印は不要となりました。

申請書、自認書、承諾書、委任状の全ての書類に押印は必要ありません。

訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい文字をその上に記入してください。（訂正印不要）

自認書、承諾書、委任状については、これまで通り、保管場所の番地、住所、氏名、フリガナ、電話番号等の必要事項は必ず記入してください。

法人の場合は、法人名、代表者肩書、代表者名を記入してください。

駐車場の管理組合がある場合、管理組合の住所、管理組合名、代表者の肩書、代表者名、電話番号の記入をお忘れなく。

承諾者の場合は、所有者、管理者の別を記入してください。